奨学金を希望する皆さんへ

奨学金制度は、経済的に修学が困難な学生への援助や学業成績優秀な学生への褒賞を行い、勉 学の機会均等と学問の奨励を図ることを趣旨としています。奨学金の種類によって応募資格や 募集時期、提出書類が異なります。決してご父母任せにすることなく、自分自身で奨学金の内 容を把握した上で出願してください。

◆奨学金の種類について

給付奨学金 ・・・返還の義務なし

貸 与 奨 学 金 ・・・返還の義務 あり※

※卒業後一定期間内に返還しなければなりません。学業継続に必要 な貸与額と返還可能な金額のバランスを考慮してください。

◆学業成績・健康状態について

奨学金によっては、学力基準を設けているものがあります。この場合、新入生については高 等学校の評定平均値、2 年次生以上は大学入学後の通算成績もしくは前年度の成績を参考にし ます。在学年次の標準取得単位数(※)を取得していることが大切です。なお、在学年数が最短 修業年限(4年)を超えている場合は、原則として出願資格がありません。

また、出願にあたり健康診断書の提出を求められることがあります。大学が行う4年間の定 期健康診断は必ず全て受診するよう心掛けてください。

※ 標準取得単位数とは、卒業に必要な単位数を最短修業学期数(8)で割った値に、前学期終了時点での在 籍学期数(休学した学期は除く)を乗じた数です。

◆奨学金事務取扱窓口について

奨学金についての問い合わせや出願等、奨学金に関わる事務は各校舎の学生課で取り扱って います。奨学金出願希望者は、学生部 Web サイト、Port Hepburn および構内の奨学金掲示 板等で各奨学金の募集時期や募集方法をよく確認し、必要な手続きを取ってください。

また、出願希望者および奨学金受給者は、情報の見落としにより不利益を被ることのないよ う、定期的に奨学金情報を確認する習慣を身につけてください。

◆奨学生となったら

奨学金の受給にあたっては、勉学の意思と相応の人格が求められます。そのため、試験やレ ポートにおける不正行為による懲戒処分、または学則第34条による懲戒処分を受けた場合、 奨学金は受給停止や返還等の措置が取られます。奨学生としての自覚を常に持ち、真摯な姿勢 で学業に取り組んでください。